

我が国の総合的な安全保障の確保を図るための土地の取得、利用及び管理の規制に関する施策の推進に関する法律案要綱

第一 総則

一 目的

この法律は、我が国における土地の取得、利用及び管理をめぐる最近の状況に鑑み、我が国の総合的な安全保障の確保を図るため、我が国の安全保障に支障を及ぼすおそれのある土地の取得、利用及び管理の規制に関する施策について、その基本理念及び基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、土地取得等問題対策推進本部を設置することにより、これを総合的に推進することを目的とすること。

(第一条関係)

二 基本理念

1 土地は、国民生活及び経済活動の基盤であり、かつ、領土を構成するものであって、その取得、利用及び管理の在り方が我が国の安全保障に深く関わるものであることに鑑み、我が国の安全保障に支障を及ぼすおそれのある土地の取得、利用及び管理については、その実態を早急に把握し、その結果

を踏まえ、安全保障上の課題を分析した上で、必要かつ適切な規制が行われるものとする。

2 我が国の安全保障に支障を及ぼすおそれのある土地の取得、利用及び管理の規制に関する施策は、我が国の安全保障が防衛及び外交の分野の施策のみならず、経済、科学技術、文化等の各分野の施策を総合的に講ずることによって確保されるものであることに鑑み、これらの各分野に係る土地の取得、利用及び管理の規制に関する施策についても我が国の安全保障の観点を踏まえて実施することにより、総合的に推進されるものとする。

3 我が国の安全保障に支障を及ぼすおそれのある土地の取得、利用及び管理の規制に関する施策を推進するに当たっては、我が国が締結する条約その他の国際約束に関して、その施策を推進する上で必要な整合性の確保を図るものとする。

4 我が国の安全保障に支障を及ぼすおそれのある土地の取得、利用及び管理の規制に関する施策は、土地の用途及び機能、利用及び管理の形態等が多様であることを踏まえ、それぞれに応じた適切な規制が行われることを旨として推進されるものとする。

5 我が国の安全保障に支障を及ぼすおそれのある土地の取得、利用及び管理の規制に関する施策は、

国の関係機関相互の密接な連携の下に推進されるものとする事。

(第二条関係)

三 国の責務

国は、二の基本理念にのっとり、我が国の安全保障に支障を及ぼすおそれのある土地の取得、利用及び管理の規制に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有すること。

(第三条関係)

四 法制上の措置等

政府は、我が国の安全保障に支障を及ぼすおそれのある土地の取得、利用及び管理の規制に関する施策を実施するために必要な法制上又は外交上の措置その他の措置を講じなければならないこと。

(第四条関係)

第二 基本方針

一 実態調査の早急な実施

政府は、我が国の安全保障に支障を及ぼすおそれのある土地の取得、利用及び管理の実態を把握するための調査を早急に行うものとする事。

(第五条関係)

二 土地の取得等の規制の在り方の見直し

政府は、一の調査の結果を踏まえ、土地の用途及び機能、利用及び管理の形態等に応じ土地の取得、利用及び管理に係る我が国の安全保障上の課題を多角的に分析するとともに、諸外国における日本国民による土地の取得、利用及び管理の規制の状況を勘案した上で、土地の取得の規制をも含む必要な規制の在り方について検討を加え、土地基本法、外国人土地法等の見直しを含む必要な措置を講ずるものとする。この場合においては、所有権その他の財産権の制限が必要な限度を超えることがないように、留意するものとする。

(第六条関係)

三 条約等との整合性の確保を図る上で必要な外交的な取組

政府は、二の措置を講ずるに当たり、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一Bのサービスの貿易に関する一般協定第十七条に定める内国民待遇その他関連する我が国が締結する条約その他の国際約束の定めと当該措置との整合性の確保を図る上で必要があるときは、所要の外交的な取組を行うものとする。

(第七条関係)

第三 推進計画

1 政府は、第二に定める基本方針に基づき、我が国の安全保障に支障を及ぼすおそれのある土地の取得、利用及び管理の規制に関する施策の推進に関する計画（以下「推進計画」という。）を定めなければならないこと。

2 内閣総理大臣は、推進計画の案につき閣議の決定を求めなければならないこと。

（第八条関係）

第四 土地取得等問題対策推進本部

一 設置

我が国の安全保障に支障を及ぼすおそれのある土地の取得、利用及び管理の規制に関する施策を総合的かつ集中的に推進するため、内閣に、土地取得等問題対策推進本部（以下「本部」という。）を置くこと。

（第九条関係）

二 所掌事務

本部は、次に掲げる事務をつかさどること。

① 推進計画の案の作成及び実施の推進に関すること。

② ①のほか、我が国の安全保障に支障を及ぼすおそれのある土地の取得、利用及び管理の規制に関する施策の推進に関する企画及び立案並びに総合調整に関すること。

(第十条関係)

三 組織等

本部は、土地取得等問題対策推進本部長（内閣総理大臣をもって充てる。）、土地取得等問題対策推進副本部長（国務大臣をもって充てる。）、及び土地取得等問題対策推進本部員（本部長及び副本部長以外の全ての国務大臣をもって充てる。）をもって組織すること。（第十一条から第十四条まで関係）

四 設置期限

本部は、その設置の日から起算して五年を経過する日まで置かれるものとする。

(第十七条関係)

第五 施行期日等

- 一 この法律は、公布の日から施行すること。
(附則関係)
- 二 その他所要の規定を設けること。